

三木市教育委員会 4 月臨時会

提出議案等

令和 8 年 4 月

三木市教育委員会 4 月臨時会提出議案等

【 議 案 】

第 1 号 議 案 三木市教育委員会職員の処分について(教育総務課)

報 告 第 1 号 三木市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について(学校教育課)

議 案

報告第1号

臨時代理について

三木市学校運営協議会規則の改正について、緊急を要したため、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則（昭和59年三教委規則第1号）第4条第3項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第4項の規定により報告し、その承認を求める。

令和8年4月6日

三木市教育長 大北由美

概要

1 改正理由

令和7年6月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保実施計画」を策定し、公表することが義務付けられている。

また、学校における本計画の実施の確保のための措置として、学校が学校評価の結果に基づいて講ずる学校運営を改善するための措置が、本計画に適合するものとなることが義務付けられるとともに、学校運営協議会を設置する学校においては、校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五」）学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることが必要となる。

そのため、三木市学校運営協議会規則のうち、学校運営に関する基本的な方針の承認に係る内容の一部を改正するものである。

2 改正内容

「三木市学校運営協議会規則」

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第12条 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により、次の各号に掲げる事項について、毎年度、基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。
- (3) 教育目標及び経営方針に関すること。
- (4) 学校行事の計画に関すること。
- (5) 対象学校の評価に関すること。
- (6) その他対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。

※現行(1)～(5)に(2)を追加し、(1)～(6)とする。

3 施行期日

令和8年4月1日

代理第1号

三木市学校運営協議会規則の改正について

三木市学校運営協議会規則の改正について、緊急を要したため、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則（昭和59年三教委規則第1号）第4条第3項の規定により臨時に代理する。

令和8年3月31日提出

三木市教育長 大北由美

記

1 改正理由

令和7年6月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保実施計画」を策定し、公表することが義務付けられている。

また、学校における本計画の実施の確保のための措置として、学校が学校評価の結果に基づいて講ずる学校運営を改善するための措置が、本計画に適合するものとなることが義務付けられるとともに、学校運営協議会を設置する学校においては、校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五」）学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることが必要となる。

そのため、三木市学校運営協議会規則のうち、学校運営に関する基本的な方針の承認に係る内容の一部を改正するものである。

2 改正文 別紙のとおり

三木市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

三木市教育委員会

教育長

三教委規則第 号

三木市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

三木市学校運営協議会規則（令和5年三教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 案
<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認) 第12条 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により、次の各号に掲げる事項について、毎年度、基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。 (1) (略)</p> <p><u>(2)～(5)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認) 第12条 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により、次の各号に掲げる事項について、毎年度、基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。 (1) (略) (2) <u>公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u> (3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正部分は、下線が引かれた部分とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。